

知らないでは済まされない?!令和6年4月1日施行「改正障害者差別解消法」で事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」も義務化!

事業者に求められる障がいのある方への合理的配慮とは?

~その範囲と対応方法についてハード・ソフトの両面から学ぶ~

「障害者差別解消法」をご存知ですか。この法律では、行政機関および企業や団体、店舗などすべての事業者（営利・非営利、個人・法人の別を問わず、個人事業主やボランティア団体等も含む）において、障がいのある方に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が定められています。しかし、日頃から障がいのある方と関わる機会が少ない場合、障がいのある方にどのような配慮をすればいいのかわかり、悩みや迷いはありませんか。ぜひ、本学習会へご参加いただき、業務にご活用いただけましたら幸いです。

★日時★ 令和6年8月28日(水)13時30分~17時 ※受付は13時開始予定

★内容★ 【講義】どのような配慮をすればいいの? その範囲と対応方法を学ぶ!

(講師:名古屋市障害者差別相談センター 職員)

障害者差別解消法が求めていること(「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」の考え方や「建設的対話」の重要性等)を理解する/障がいのある方が困る(助かる)場面を具体的に知る/障がいのある方への適切な配慮と具体的な対応方法を理解する

【体験】バリアにはどのように対応すればいいの? 歩いて、見て、触って気づく!

(講師:名古屋市障害者講師派遣事業 講師)

障がいのある方が外出先で困るバリアを知る/どのようなバリアがあるのか、建物内を移動して調べる/バリアを取り除くためにできる改善策(ハード・ソフトの両面)を考える/ご自身の勤務・活動先で今後できることを考える



★場所★ 天白区在宅サービスセンター 研修室
(天白区原一丁目301 原ターミナルビル3階)

※専用駐車場はございません。

★対象★ 天白区在住・在学・在勤の方 先着20名

★申込★ 8月14日(水)までに申込書を持参・郵送・FAXもしくは電話・メール

申込先: 社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会

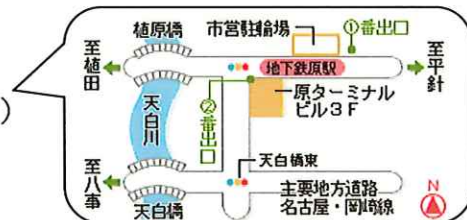
〒468-0015 名古屋市天白区原一丁目301 原ターミナルビル3階

【TEL】(052)809-5550 【FAX】(052)809-5551

【メール】tenpakuVC@nagoya-shakyo.or.jp

★主催★ 「第5次天白区地域福祉活動計画」(*)ともいく部会

*天白区にお住まいの方や関係機関の職員の方々と策定した、地域福祉を推進していくための5年間(令和6年度~10年度)の行動計画
本学習会は、実施項目④「ともに生きるための社会的障壁(バリア)をなくそう」に基づく取り組みの一環として実施



天白区社会福祉協議会
キャラクター てんてん

参加費は無料です。筆記用具を持って、お越しくださいませ。



「事業者に求められる障がいのある方への合理的配慮とは?」(令和6年8月28日)参加申込書

社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会あて

申込日: 月 日()

氏名【ふりがな】	TEL
住所	年齢
天白区 <input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 在勤	
※該当者のみ	

申込期限: 令和6年8月14日(水)

※本申込書等により取得した個人情報、参加者名簿の作成等、本学習会の運営のみに利用させていただきます。
※本学習会中に撮影した写真は、天白区社会福祉協議会の広報等で使用させていただく場合があります。